

## 「国土利用計画法に基づく届出」について

一定面積以上の大規模な土地取引を行った場合は、国土利用法に基づく届出が必要です。  
 詳細は、[磐田市ホームページ](#)をご確認ください。※ページ番号「1002171」で検索できます。

### ■届出を要する土地取引

#### ① 対象面積

市街化区域	2,000 平方メートル以上
市街化調整区域	5,000 平方メートル以上
都市計画区域外	10,000 平方メートル以上

#### ② 一団の土地について

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が、届出の必要な面積以上となる場合(「買いの一団」といいます。)には届出が必要です。

#### ③ 取引の形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、売買予約、権利金を伴う賃貸借契約、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約等。

### ■届出の方法

#### 【届出者】

取引の当事者のうち、土地についての権利を取得した者(買主、借主)が届出。

#### 【届出期限】

契約締結日を含めて 2 週間以内(期限を過ぎると届出違反になります。その場合は、都市計画課までご連絡ください)。

#### 【届出書類】

① 土地売買等届出書	届出書は、磐田市ホームページよりダウンロード可能です。
② 位置図	土地の位置を明らかにした地図(縮尺 1 万分の 1 程度)。
③ 地形図	土地及びその付近の状況を明らかにした地図(縮尺 2 千 5 百分の 1 程度の地図、住宅地図も可)。土地の形状を可能な限り正確に記入してください。
④ 公図写	土地の形状を明らかにしてください。
⑤ 土地売買契約書の写	予約、代物弁済等で売買契約書がない場合、これに代わる覚書等で土地(工作物)の対価及び土地(工作物)の所在が確認できる書類を添付してください。
⑥ 委任状(任意様式)	業者等に届出を委任する場合に必要となります。
⑦ その他 ※必要に応じて	土地を実測面積で契約した場合には、土地の面積の実測の方法を示した図面添付してください。ただし、登記簿面積で契約した場合には必要ありません。

#### 【届出部数】

2 部(受付控えを希望する場合は 3 部用意してください)。

#### 【届出先】

磐田市都市計画課 土地対策グループ【電話:0538-37-4935】 ※郵送による提出も可能です。

**※裏面に「既存宅地の確認申請(電子申請)」のご案内があります。**

【磐田市都市計画課】

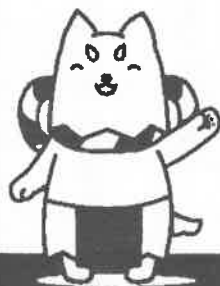
# 電子申請で利用可能な手続き

下記の手続きについて、電子申請ができるようになりました。

磐田市ホームページから手続きすることができますので、ぜひご利用ください。

## ・既存宅地の確認申請

磐田市 HP からはページ番号「1002160」で検索できます



※申請には、メール認証（メールアドレス）が必要となりますので、迷惑メール対策を設定している方は、「no-reply@logoform.jp」からのメールが受信できるように事前に設定変更してください。

※24 時間 365 日、申請受付可能です。

【お問い合わせ】

磐田市役所都市計画課土地対策グループ

電話:0538-37-4935 FAX:0538-36-2459 E-mail:toshikei@city.iwata.lg.jp